

社会福祉法人 清寿会

## 特別養護老人ホーム清寿荘

### 【入所のしおり】



特別養護老人ホーム清寿荘

〒936-0843 富山県滑川市赤浜573-1

【TEL】 076-475-3600

【FAX】 076-475-3959

この度、当施設へご入所いただきありがとうございます。

これから、ご本人様に安心して施設生活を送っていただくためにも、ご家族様のご理解とご協力がとても大切な事だと思っております。つきましては、下記の事項について、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

## 1. ご入所の手続き

当施設からお渡しする書類へご記入をお願いします。

ご記入された書類等は入所当日に受け取りさせていただきます。

- 入所契約書
- 重要事項説明書
- プロフィール、身元引受人の用紙（両面印刷）
- 入所者緊急連絡先
- 利用者個人台帳
- 承諾書
- 個人情報に係る同意書
- 預金者口座振替依頼書 2 枚
- 緊急時及び終末期における意思確認書
- ジェネリック医薬品希望カード（希望者のみ）

### 【身元引受人の役割】

#### ①本人に代わる意思決定

病院で治療を受ける際の治療方針や施設におけるケアプランの判断等は、本来であれば本人が行うものですが、認知症等により判断能力が低下している場合には、本人に代わり意思決定を行います。

#### ②生活する上での各種手続き

入院・退院の手続きや支払いのための銀行の手続き、年金や保険などに関する行政関係の手続き等を本人に代わって行います。

#### ③ 緊急時の連絡先

ケガや事故が起こった時、容態の急変で救急搬送された時等の緊急時に連絡が入ります。できる限り速やかに駆けつけ対応します。

#### ④身柄の引き取り

退所されることになった時、あるいは亡くなった時には身柄を引き取ります。退所時の手続き、私物や遺留品の引き取り、未払い分の清算、居室の原状復帰等も行います。

## 2. 入所時にご用意していただくもの

☆以下のものは、入所時に当施設で原本をお預かりさせていただきます

ご自宅に郵送された保険証等についてはご提出をお願いします。

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険負担限度額認定証
- 医療保険証または、資格確認書(国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証)
- 医療の限度額適用・標準負担額減額認定証または、資格確認書
- 厚生連滑川病院診察券

(お持ちでない方は必要時、新規発行させていただきます。再発行時には100円必要となります)

【衣類や日用品等】 ※以下の物をご準備ください。

全ての衣類と所持品には、油性のマジックでフルネームでの記名をお願いします。

施設では、ベッド・羽毛掛け布団・枕・床頭台・ごみ箱、車椅子や歩行器の準備をしております

- ① バスタオル・・・5枚                      ② フェイスタオル・・・5本
- ③ 下着シャツ、長袖または半袖（拘縮、麻痺がある方は前開きの物をお願いします）・・・5枚

☆施設内は常時冷暖房を使用しています。ご本人様の状態に適した下着をご用意ください。

☆下着シャツはスナップ式ボタンを推奨しております。マジックテープ式は高温乾燥により劣化しますので、ご遠慮ください。

- ④ 衣類 上着・・・5枚

☆伸縮性がある素材をお願いします。また、拘縮、麻痺がある方は前開きの物をお願いします。

☆フード付きはご遠慮ください。

- ⑤ 衣類 ズボン・・・5枚

☆裾が絞ってある物をご遠慮ください。伸縮性がある素材をお願いします。

☆オムツ着用の方は、ワンサイズ大きい物をお願いします。

- ⑥ 上に羽織る物（カーディガンやベスト等）・・・2枚

☆高温乾燥機を使用しますので、ウールやキルティング製品等の縮む物をご遠慮ください。

- ⑦ 内履きシューズ・・・2足

☆履きなれた物をお願いします。1足でも良いですが、洗い替え用があれば助かります。

☆お持ちの方であっても状態に適していない場合には、ご購入のご相談をさせていただきます。

☆ご希望があれば、施設で発注し、ご利用料金と口座から引き落とし可能です。

- ⑧ ひざ掛け（車椅子を使用しておられる方）・・・2枚

- ⑨ タオルケット（綿毛布）・・・1枚

- ⑩ 重ねの毛布

☆季節とご本人様の状態に合わせてご用意ください。

- ⑪□ コップ、歯ブラシ                      ⑫□ 入れ歯ケース                      ⑬□ ポリデント（入れ歯を使用しておられる方）  
⑭□ 保湿剤・・・2本（居室用、浴室用）  
⑮□ 入浴準備用エコバック・・・2枚（縦横共に40～45cm程）  
⑯□ 電気カミソリ（男性）  
⑰□ 産毛処理用電動カミソリ（女性）

☆入所後必要と思われる場合にはご購入のご相談をさせていただきます。

- ⑱□ 座面のクッション（車椅子を使用されておられる方）・・・1枚

☆お持ちでない方は、ご購入のご相談をさせていただきます。また、お持ちの方であっても状態に適していない場合には、ご購入のご相談をさせていただきます

☆洗い替え用の座面クッションカバーをお持ちでない方は、必要に応じてご購入のご相談をさせていただきます。

☆ご希望があれば、施設で発注し、ご利用料金と口座から引き落とし可能です。

- ⑲□ 体位変換クッション（寝返りが出来ない方）

☆お持ちでない方は、ご購入のご相談をさせていただきます。また、お持ちの方であっても状態に適していない場合には、ご購入のご相談をさせていただきます。

☆ご希望があれば、施設で発注し、ご利用料金と口座から引き落とし可能です。

※個人使用の物や外出行事等にて、施設が立替購入した場合には実費を負担願います。なお、共有するものは、施設でご用意します。

【お薬、書類等】※以下の物をご準備ください。

- ①□ お薬(内服薬、軟膏、点眼薬等)

☆内服薬を今からご準備される場合、薬局にて一包化のご依頼・ご相談をお願いします。

- ②□ 紹介状（ご依頼をさせていただいた方のみ）

☆入所当日までにご準備をお願いします。

- ③□ 情報提供書（現在、施設で生活されておられるのみ）

☆現在入所されている施設を退所される際に、情報提供書が渡されます。清寿荘入所時に、ご提出をお願いします。

- ④□ 入所契約書、重要事項説明書に使用した印鑑

☆捺印漏れの際に必要となります。印鑑のご提出は必要ありません。

【洗濯について】

日常の洗濯は当施設で行いますが、季節によって交換が必要な毛布等、洗濯機や乾燥機を使用できない物は、ご家庭で対応をお願いします。また、血液の付着や嘔吐物で汚れた物に関しては感染対策上、ハイター消毒をさせていただきますことがあります。細心の注意を払っておりますが、衣類の色落ちや劣化が起り得ます。ご理解の程、よろしくをお願いします。

## 【入所時の居室と居室変更についてのお願い】

入所時は、その時に空いているお部屋へご案内させていただきます。ご本人様、ご家族様等の意向に沿った対応に努めますが、生活の様子や他利用者の方々の状況、感染対策等を踏まえて、必要に応じて居室変更のご相談をさせていただきます場合があります。集団での生活のため、ご理解・ご協力の程、よろしく申し上げます。

### 3. お支払いについて(支払い方法)

ご利用料は毎月末締めで、請求書は翌月上旬に発送いたします。  
お支払い方法は、できる限り口座振替をお願いしております。

#### ○ 口座振替

⇒申請用紙提出後、初回は2ヶ月遅れで毎月17日に指定の口座より引き落としになります。  
口座振替の完了までは現金または銀行振込（手数料は払込者負担）でのお支払いをお願いします。  
現金でのお支払いは事務所へ平日の8時30分～17時30分の間をお願いします。

### 4. 清寿荘の医療について

毎日の健康管理は、多職種が連携して行います。また、年1回、健康診断を行います。  
(多職種：嘱託の医師、看護職員、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員、生活相談員)

## 受診、入院などについて

- (1) 入所後は、嘱託医師が主治医となります。医師にかかっておられる場合は、紹介状を嘱託医へ提出させていただきます。
- (2) 嘱託医と連携し、体調管理をさせていただきます。
- (3) 嘱託医の診察の結果、病院への受診が必要と診断された場合、協力病院である厚生連滑川病院、または専門の医療機関へ受診をしていただきます。病院への送迎は、滑川市内の場合は可能な限り施設で行います。その際には、ご家族様の付き添いをお願いします。(治療方針、医療処置、入院等の判断を求められた場合、ご家族様でなければ判断できないため)
- (4) 受診の結果、入院となる場合、必要な手続きやその他必要な手続きは、ご家族様でご対応をお願いします。入院中は清寿荘の居室代は請求させていただきます。入院先のオムツ代や入院費は全て自己負担となります。また、入院時、原則3ヶ月間は在籍可能となっておりますが、医師により入院が長期化すると診断された場合やその見込みのある場合、将来にわたり清寿荘での生活が困難と見込まれる場合等、状況に応じてご相談をさせていただきます。

## 5. 面会について

入所者の皆さんは、ご家族様の訪問を心待ちにしておられます。時間の許す範囲でお願いします。また、手紙、はがき等を活用していただく事も一つの方法です。

対面での面会が可能な方は、身の回りや食事のご様子等をご確認ください。また、収納棚に収められる荷物の量には限りがありますので、季節の変わり目の面会時には、衣類等の入れ替えもよろしくお願いします。その際は、職員にお声掛けください。

遠方にお住まいの方等には LINE を使用してのオンライン面会を実施しております。オンライン面会に関する登録方法や詳細については事務所にて対応します。

※下記内容は感染症状況等を勘案し、面会について急遽変更となる場合があります。ご理解の程、よろしくお願いします。

### 【対面での面会時間 平日・土日祝 10:00~18:30】 面会状況確認 QR コード →



※ご予約は不要です。(自由な面会としておりますが、感染対策必要時、面会制限することがあります)

- 1) 面会のお時間は 30 分程度でお願いします。
  - 2) 面会簿に必ず訪問者の名前を記入してください。
  - 3) 正面玄関にて検温、手指消毒の後にマスクの着用にて入館をお願いします。
  - 4) 体調不良の方、マスクの着用できないお子様、犬や猫等の動物の入館を控えていただきます。
  - 5) 食品の持込は、原則お断りさせていただきます。1人1人の物を噛む力、飲み込む状態は異なります。例え、ご本人様の好物であっても、現在の身体の状態が伴わない場合、窒息や誤嚥性肺炎等の発生リスクが高まります。また、食中毒等、衛生上の問題も起こり得ます。清寿荘では、ご本人様の状態に適した食事形態、必要なエネルギー量を検討し、提供しています。また、生活に必要な栄養は、食事を中心に補っていただきたいと考えています。
- なお、ご本人様の状態が変化し、清寿荘からご本人様が望まれる食べ物を依頼した際にはご持参のご協力をお願いします。
- 6) お見舞金等のお渡しは金銭管理ができないことからご遠慮ください。面会に来られる方にも、ご遠慮していただくようお願いください。

### 【オンライン面会時間】 LINE ご登録 QR コード →



平日 1回 15分程度 1日3組

- ① 15時~15時30分 ② 15時30分~16時 ③ 16時~16時30分

土曜、日曜、祝日 1回 15分程度 1日1組

- ① 16時~16時30分

※オンライン面会は予約制です。

- 1) 1回 15分程度でお願いします。
- 2) 受付は平日 9:00~17:00 の間で対応させていただきます。事務所に電話をしていただくか、直接職員にお声掛けください。
- 3) 清寿荘 LINE は上記または、清寿荘ホームページにある QR コードを読み取り、ご登録をお願いします。ご登録された方は、電話または LINE にて、入所者氏名とご登録された方の氏名のご連絡をお願いします。

## 6. 外出 外泊について

外出外泊はお薬等の準備の兼ね合いもあり、一週間以上前の平日(8:30~17:00)にご連絡ください。  
外出時間、行き先、食事の有無、車椅子等の持ち出しの有無等を確認させていただきます。  
また、戻られた際にはどのようなお食事をされたのか、ご報告をお願いします。

## 7. 介護保険の手続きについて

介護保険における要介護認定の更新手続きは、施設内の介護支援専門員が申請代行いたします。  
また、施設サービス計画(ケアプラン)の見直しや急変時や緊急連絡先等の各種書類確認のため、ご本人様・ご家族様・施設職員による面談を開催します。日程に関しては、随時連絡をさせていただきます。  
※入所後、介護保険更新に関する書類は今まで通り住所地等に郵送されます。入所後、介護保険更新または区分変更を行った後に、更新に関する書類、介護保険負担割合証は清寿荘が直接受取ります。  
ご不明な点があれば、ご相談ください。

## 8. 苦情、要望等について

苦情、要望等について、電話、意見箱、メール等により受付けております。また、第三者委員や県、市町村に直接、申し出ることもできます。受け付けた内容については、誠意をもって話し合い、解決に努めます。疑問や質問、どのような些細なことでも良いのでお聞かせいただければ幸いです。

☆苦情受付担当者 介護長 高瀬悠貴 電話 076-475-3600  
受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

☆苦情解決責任者 施設長 藤田博明

☆第三者委員 池本 覚 電話 076-475-3273  
柿澤清喜 電話 076-475-0840

## 9. 事故発生時の対応について

安心安全にお過ごしいただけるように細心の注意を払っていますが、入所者様の予期できない行動により、転倒等の事故が発生することがあります。事故発生時には、受診を含めた対応を検討し、速やかにご家族様へのご連絡、事故発生の際の経緯や想定される発生要因、対応方法と今後のリスクについてのご報告をさせていただきます。

## 10. 身体拘束について

原則、身体拘束は実施いたしません。身体拘束の弊害については下記をご参照ください。

身体拘束は、①「生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合」、②「身体拘束以外に手段が無い場合」、③「身体拘束が一時的な実施である場合」の3条件全ての条件が揃った時のみ実施となります。身体拘束実施後も随時、身体拘束廃止に向けて検討いたします。

### 【身体拘束の弊害】

1. 心身機能の低下
2. 拘束部位の皮膚の損傷
3. 転落等の事故の誘発
4. 拘束具による窒息
5. 精神状態・認知症の悪化、せん妄の発生